

(別紙1)

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和6年度島根県「介護の日」イベント企画運営業務委託

### 2 委託期間

契約日から令和7年1月15日まで

### 3 事業実施目的

高齢化の進展により要介護高齢者の数も増加する一方、担い手となる若年層は減少していることから、介護人材の確保は多くの介護現場に共通する課題となっている。

介護職員の採用状況について、令和4年に県が実施した介護人材実態調査によると、事業所側の採用希望人数に対する実際に採用できた人数の割合は65.3%（令和元年度調査時は71.2%）であり、介護職員の確保が困難な状態が継続している。

また、自己都合により離職した職員のうち、勤続年数が3年未満であった者の割合が正規職員で5割、非正規職員で6割となっており、人材の定着が大きな課題となっている。

県としては、介護人材の確保にあたり、多様な人材（新卒者、中高年齢者、離職者等）の確保や離職の防止（職場環境の改善、職員の資格取得の支援など）に加え、ネガティブなイメージが先行している介護職場について、介護の仕事が今後の社会にとってなくてはならない、やりがいに満ちた仕事であることや、介護ロボット・ICTなど最新技術の導入により職場環境も変わってきていることを、明日からの介護人材として期待される年齢層はもとより、将来を担う児童生徒も含めて、広く県民に伝えていくことが不可欠と考えている。

こうした観点から、介護の日イベントを通じて、介護及び介護の仕事の理解を促進し、介護の仕事のイメージアップ（意識啓発）を図ることを目的とする。

### 4 イベント概要

- (1) 名称：「介護の日」イベント
- (2) 日時：令和6年11月10日（日）11時～16時  
※前日準備：11月9日（土）18時以降（予定）  
※当日準備：11月10日（日）8時半～11時
- (3) 会場：雲南市木次経済文化会館 チェリヴァホール
- (4) 主催：島根県

### 5 参加者想定

- (1) イベント全体で300人程度
- (2) 対象者：一般県民  
(小中高生及びその親世代、介護従事者等、幅広く対象とする)

### 6 委託内容

本業務における委託内容については以下のとおりとし、コスト・集客性等に留意したうえで、プロポーザル参加者の自由なアイデアを踏まえた提案を盛り込むものとする。

#### (1) 事前調整

- ・全体計画及び会場設営計画を策定し、発注者に提出すること
- ・発注者が指定する出展団体等と所要の事前調整を行うこと

なお、その際は全団体を集めた説明会を実施の上、事前に各ブースの出展内容を確認すること。

また、各団体の強みを生かした上で、内容が重複せず競合しない出展を行うよう調整することとし、県の事前確認を得ること。

※出展団体へ1団体3万円を上限に出展経費の補助を行う（15団体程度を想定。委託料に含む。）

- ・イベント開催に必要な各種申請等を行うこと
- ・出展団体へ事前説明会を行うこと（発注者同席の上、内容・回数等は県の意向を反映させる）

## （2）当日管理運営

- ・イベント当日の全体総括、進行補助等を行うこと
- ※会場使用料及び会場設営経費は委託料に含む  
（会場使用料・・・前日準備は前日18時以降から可能。  
前日準備4h、当日12hで計200,000円程度を想定。）
- ・来場者の集計及びアンケートを実施すること
- ・イベントの会場設営を行い、イベント終了後に撤去すること

## （3）企画

- ・介護や介護の仕事の魅力発信となる講演を実施するための講師選定、調整等を行うこと  
（講演内容は上記テーマを中心とし、男性の介護参加を促進する内容とすること）
- ・県内の小中学生及びその親世代が介護の仕事を楽しみながら学べる出展ブース企画をすること

## （4）広報

- ・ポスター（A2）及びリーフレット（A3二つ折り）のデザイン・印刷・発送手配を行うこと  
ポスター・・・約1,000枚  
リーフレット・・・約5,000部  
発送手配・・・約500件（出展団体及び県内東部の介護事業所等。宛名リストは県より提供）  
※発送費は委託料に含む
- ・このほか、若い世代（20-30代）を中心に、幅広い世代を意識した広報活動を行うこと

## （5）その他

- ・本業務委託の予算の範囲内において、仕様書に定めるもの以外で本イベントの魅力や価値を高め、業務目的の達成に資する企画がある場合は自由に提案できることとする。

## 7 再委託の制限

- （1）受託者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- （2）受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
  - ①翻訳、通訳、速記、反訳等の類
  - ②印刷物のデザイン及び外注印刷の類
  - ③パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類
  - ④会議開催の会議室、会場等の借上げの類
- （3）発注者は、条件を付した上で（2）の承認をする場合がある。

## 8 権利関係

- （1）本業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- （2）他者の所有権及び著作権、肖像権
  - ①制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
  - ②委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、企画、出演

者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

③使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 9 納品する成果品

### (1) 成果品について

本委託業務において作成する成果品については、その媒体にかかわらず、事前に発注者による内容確認を受けること。

### (2) 委託業務完了報告書

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日または令和7年1月15日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書（様式任意、実施状況が分かる写真等を添付）を提出して完了検査を受けること

## 10 協議

受託者は、必要に応じて、発注者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。